

第7期保険料【平成30年度～令和2年度（2018年度～2020年度）】

要件		保険料額（率）	保険料段階	令和2年度（2020年度）		
				保険料額（率）	保険料段階	
世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給または生活保護受給						
本人が市民税非課税	同じ世帯の方全員が市民税非課税	本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下	29,810円※1 (基準額×0.375)	第1段階	23,850円※2 (基準額×0.3)	第1段階
		本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下	47,300円※1 (基準額×0.595)	第2段階	37,360円※2 (基準額×0.47)	第2段階
		第1段階・第2段階以外の方	57,630円※1 (基準額×0.725)	第3段階	55,640円※2 (基準額×0.7)	第3段階
本人が市民税非課税	同じ世帯に市民税課税の方がある	本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下	71,540円 (基準額×0.90)	第4段階		
		第4段階以外の方	79,480円 (基準額)	第5段階		
本人が市民税課税	本人の合計所得金額	125万円以下	93,790円 (基準額×1.18)	第6段階		
		125万円を超え200万円未満	103,330円 (基準額×1.30)	第7段階		
		200万円以上300万円未満	119,220円 (基準額×1.50)	第8段階		
		300万円以上400万円未満	132,740円 (基準額×1.67)	第9段階		
		400万円以上500万円未満	146,250円 (基準額×1.84)	第10段階		
		500万円以上600万円未満	159,760円 (基準額×2.01)	第11段階		
		600万円以上700万円未満	173,270円 (基準額×2.18)	第12段階		
		700万円以上800万円未満	183,600円 (基準額×2.31)	第13段階		
		800万円以上900万円未満	193,940円 (基準額×2.44)	第14段階		
		900万円以上1,000万円未満	196,320円 (基準額×2.47)	第15段階		
		1,000万円以上	198,700円 (基準額×2.50)	第16段階		

《消費税率引き上げに伴う市民税世帯非課税の方の保険料軽減について》
 第1段階の方については、平成27(2015)年度から国・府・市からそれぞれ公費を投入し、保険料額(率)を軽減していますが、令和元年10月から実施された消費税率10%への引上げに伴い、第1段階～第3段階の方については、さらに年間保険料額(率)を軽減しています。

※1 令和元(2019)年度の保険料額(率)
 ※2 令和2(2020)年度の保険料額(率)

前年中に所得がなかった等の理由で税申告が不要な方についても、お住いの区役所へ所得がなかったこと等を申告いただきますと、保険料段階が下がる場合があります(第1段階の方を除く)。詳しくは、各区役所地域福祉課へお問い合わせください。

基準額	堺市で平成30年度～令和2年度(2018年度～2020年度)にかかる介護サービス費用の見込み額をもとに当該費用の23%(65歳以上の方の負担割合)を65歳以上の方の人数で除した額が基準額となります。
世帯	4月1日(年度途中に被保険者資格を取得した方は資格取得日)時点の住民登録上の世帯をいいます。
公的年金等収入額	老齢年金・退職年金等、税法上の課税の対象となる年金をいいます。遺族年金・障害年金など税法上非課税となる年金は含まれません。
合計所得金額	保険料の算定に用いる合計所得金額は、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額であり、前年中の収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費などに相当する金額を控除した金額で、譲渡所得の特別控除や損失等に係る繰越控除などを行う前の金額をいいます。保険料段階を決める際は、合計所得金額から土地や建物等の長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額を用います。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。(当該譲渡所得があり、かつ、雑損失繰越控除がある方については、合計所得金額から差し引かれる特別控除額が少額になっている場合がありますので、各区役所地域福祉課へご相談ください。)さらに、第1段階～第5段階の方については、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得金額を控除します。また、市民税を申告された場合、介護保険料に反映されるまで1～2か月程度かかります(介護保険料が変更にならない場合もあります)。